

出雲市農業委員会（第2期）第20回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和4年(2022)3月25日(金) 午前9時30分から午前11時

2 場所 出雲市役所 1階 くにびき大ホール

3 出席委員(21名)

大梶 泰男	石飛 政樹	松本 尚幸	原 孝治	河原 基
岡田 征記	落合 光啓	佐野 芳夫	岡 正	水 壯
石飛 忠宏	渡部 靖司	上野 正夫	塩野 一男	板垣 房雄
今岡 充	持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹	青木 敏男
若槻 博美				

4 欠席委員(3名)

松井 幸男 神田 伯 遊木 龍治

5 提出議題

(1) 報告事項

報第62号 会長専決処分の報告

報第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第64号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第65号 農地法第3条の規定による農地等の許可の取消について

報第66号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人について

(2) 議案審議

議第128号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第129号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第130号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第131号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第132号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第133号 所有者等を確知できない農地の公示について

議第134号 農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について

議第135号 出雲市農業委員の辞任について

議第136号 出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

河原会長職務代理者あいさつ

6 議事

河原会長職務代理者が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に議席番号18番の今岡充委員と20番江角昭夫委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第62号会長専決処分の報告、報第63号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第64号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第65号農地法第3条の規定による農地等の許可の取消について、報第66号農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人についてを一括して報告します。

議長 報第62号会長専決処分について、報告いたします。

第19回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件、農地法第5条11件については、島根県農業会議第72回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、農地法第4条2件、農地法第5条11件を、常設審議委員会における決定日の3月10日付けで許可決定しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第63号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

高橋副主任 それでは、報第63号について、説明します。報告事項の1から9ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号136番から189番の54件の通知がありました。内訳としては中間管理事業への移行が47件、貸人の都合が1件、担い手による農地集積のためが3件、借人の都合が1件、農地法3条申請のためが1件、

契約内容の変更が1件となっています。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告いたします。

議長 続いて、報第64号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

高橋副主任 それでは、報第64号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

第20回総会報告事項の10から19ページをご覧ください。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。

この届出の先月受付分は、受付番号211から226番までの16件でした。権利の取得事由は、16件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号215番、218番、222番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、3月4日付けで通知を出しております。以上、報告いたします。

議長 続いて、報第65号農地法第3条の規定による農地等の許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

高橋副主任 それでは、報第65号について説明いたします。報告事項20ページをご覧ください。

農地法3条の許可の取消願が1件ありました。受付番号5番になります。令和3年11月24日付で許可した案件です。許可を受けたのは灘分町の2筆で、譲渡人の都合で、今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を3月9日付で取り消しております。現地はもともと2筆とも譲受人である営農組合が利用権設定して耕作をしていた田です。3条申請のために利用権を解約しましたが、取消し後は改めて利用権設定してそのまま田として耕作されます。説明は以上です。

議長 続いて、報第66号農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人に

ついて、事務局から報告をお願いします。

藤原事務局長 報第66号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人について報告します。

報告事項の21、22ページをご覧ください。農事組合法人、株式会社又は持分会社で法に規定する要件を満たすものについては、農地所有適格法人として、農地を取得又は借入し、農業経営を行うことができます。

出雲市内においては、昨年3月の報告以降新たに設立され農地の権利を取得した法人が3法人あり、一方で解散等した法人が2法人で現在105の農地所有適格法人があり農業経営を行っています。詳細は資料の表でご確認ください。また、この他に現在は農地の権利を取得していませんが、農地所有適格法人化を目指して設立された法人が1法人、あります。

なお、これらの法人につきましては、農地法第6条の規定により毎事業年度ごとに要件確認のための報告が義務付けられており、これにより農地所有適格法人としての要件を確認しています。以上 報告と致します。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。が、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、これより議案の審議を行います。
議第129号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋副主任 それでは、議第129号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、ご説明いたします。

第20回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。

今月は、所有権移転の申請が16件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2から4ページをご覧ください。なお、備考欄に※印で記載のあるものにつきましては、令和4年1月25日の総会で別段面積の適用を決定した土地でございます。

受付番号112番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号113番について説明します。譲渡人は、就労による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転

後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号114番について説明します。譲渡人は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、以前から申請地を管理している近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がきゅうりを栽培される計画です。

つづいて受付番号115番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、以前から申請地の一部を管理している隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的にぶどうなどの果樹および大根、かぶを栽培される計画です。

受付番号116番から119番は譲受人が同じですのであわせて説明します。譲渡人は、いずれも規模縮小のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が栗を栽培される計画です。

受付番号120番と121番は農地の交換です。受付番号120番の譲受人は申請地の隣接農地耕作者で、取得後は隣接する自己所有地と一体的に水稻を栽培される計画です。受付番号121番は農地所有適格法人の常時従事者たる構成員が、当該法人に貸し付けることを前提として農地を取得するものです。農地法第3条第2項第3号にあるように、取得後すぐに貸し付ける場合は許可することができないこととなっていますが、農地所有適格法人の常時従事者たる構成員が、その土地をその法人に貸し付けようとする場合は許可できることとなっています。所有権移転後は、利用権設定により当該法人が水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号122番と123番は譲受人が同じですのであわせて説明します。譲渡人は、いずれも規模縮小のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号124番について説明します。譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号125番について説明します。譲渡人は、農業経営廃止のため、近隣宅地購入者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が芋などの野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号126番について説明します。譲渡人は、自身の耕作する農地から離れていることによる耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号127番について説明します。譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

以上、受付番号112番から127番については、5から7ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第129号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第129号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を承認いたします。

議 長 次に、議第130号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 それでは、議第130号 地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、ご説明いたします。

第20回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、7件の申請がありました。議案書は8ページ、説明資料は1から3ページ、参考資料は1から12ページをご覧ください。

議案書欄外左に丸印をつけている2件について、4月に開催予定の第73回常設審議委員会に諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明いたします。

議案書8ページの受付番号101番です。説明資料は、1から3ページをご覧ください。転用場所は斐川町沖洲です。

詳細な位置につきましては2ページの案内図でご確認ください。転用目的は賃貸住宅です。面積については、転用面積・事業面積がともに684㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の地域になります。農地区分は、第1種農地です。この案件は事後案件となります。元々は昭和55及び59年に農用地区域からの除外を行った上で宅地として転用許可が出ている場所になります。当初計画者は申請者の父であり、当初計画者死亡後にその配偶者である申請者の母が家を建築し居住していました。この度申請者の母が亡くなり、相続を行った際に登記

地目が農地であることがわかり、賃貸住宅として利用するためにこの度申請を行うものです。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、県外又は市内に在住する個人です。この度、幹線道路沿いで交通の便が良く、住宅が並び生活環境が良い所有地を整備し、賃貸住宅を建築する計画です。資金計画につきましては、既に建築物は建っており、現況のまま管理を行うため今後の支出予定はありません。

なお、この他に事後追認の案件が3件あります。受付番号95番の案件は、昭和50年頃から物置として利用してきたものです。受付番号96番の案件は、昭和55年頃から農業用施設及び居宅の増築を行い宅地として利用してきたものです。この度北側に長男の住宅を建築することとなり、確認したところ手続きをしていないことがわかり追認で申請を行うものです。受付番号97番の案件は、平成27年頃から車庫用地として利用してきたものです。この度申請者家族の住居を建築するにあたり、手続きを行っていないことが確認されたため追認で申請を行うものです。議案11ページの受付番号341番の5条申請も同案件となりますので併せてご確認ください。

いずれの申請も事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号95から101番については、いずれも農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第130号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第130号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第131号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について及び関連がございますので、議第132号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任

それでは、議第131号の5条申請について説明します。

議案書は9ページから12ページ、説明資料は4ページから18ページ、参考資料は13ページから50ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が14件、賃貸借権の設定は0件、使用貸借権の設定が10件の合計24件提出されております。今月の説明該当案件は4件です。なお、令和4年4月開催予定の第73回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております、11件の予定です。

個別事案について説明します。

議案書9ページの受付番号324番について説明します。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は、大津町です。案内図は説明資料5ページです。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は、田が2筆です。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積、所要面積ともに2,108㎡です。申請地の都市計画区域区分は、用途地域の、第1種住居地域です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画について、事業者は市内で宅建業等を営む法人です。用途地域内で利便性の高い地域にある申請地を取得し、10区画の宅地分譲を行う計画である。資金計画につきましては、所要資金額4,284万円で、これに対する資金調達については全額融資の計画であり、証明を確認しています。

つづいて議案書9ページの受付番号325番について説明します。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は、大津町です。案内図が説明資料8ページにあります。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は田が1筆です。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積、所要面積ともに2,105㎡です。申請地の都市計画区域区分は、用途地域の第1種住居地域です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画について、事業者は市内で不動産業等を営む法人です。幹線道路に近くて利便性が高く、学校等にも近い申請地を取得し、10区画の宅地分譲を行う計画です。資金計画につきましては、所

要資金額が4,400万円で、資金調達は全額融資で賄う計画であり、証明を確認しています。

つづいて議案書9ページの受付番号329番について説明します。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は、浜町です。案内図が説明資料11ページにあります。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は畑が2筆です。転用目的は『事務所兼作業場・住宅・貸家』です。転用面積、所要面積ともに1,003㎡です。申請地の都市計画区域区分は、その他の地域です。申請地の農地区分は、第1種農地です。農振除外は12月総会で審議済みです。転用に当たっての許可該当条項は、規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画について、事業者は、大工業を営む個人です。現在の事務所兼作業場が狭くなり、移転に併せて家族の住宅、貸家を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額が1,100万円で、資金調達は自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

つづいて議案書9ページの受付番号331番について説明します。説明資料の13ページから15ページをご覧ください。転用場所は、常松町です。案内図が説明資料14ページにあります。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は田が3筆です。転用目的は『会社社屋』です。転用面積、所要面積ともに1,743㎡です。申請地の都市計画区域区分は、その他の地域です。申請地の農地区分は、第2種農地です。農振除外は12月総会で審議済みです。転用に当たっての許可該当条項は、規則第45条第2号の「街区形成」に該当します。街区とは道路や水路に囲まれた区画のことであり、ひとつではなくこうした区画がいくつも続いている、市街地に近く、かつ将来市街化が見込まれる場所があてはまります。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画について、事業者は、市内でコンピュータ関連の、いわゆるIT産業の法人です。従業員の増加等に伴い賃貸している建物が狭くなり、現事務所から近い申請地を取得して社屋を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額が2億2,270万円で、資金調達は自己資金と融資で賄う計画であり、それぞれ証明を確認しています。

つづいて議案書10ページの受付番号337番について説明します。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は、斐川町美南

です。案内図は説明資料 17 ページです。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は、田が 2 筆です。転用目的は、『駐車場』です。転用面積、所要面積ともに 1, 448 m²です。申請地の都市計画区域区分は、用途地域以外のその他の地域です。申請地の農地区分は、第 1 種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、規則第 33 条第 4 号の「集落接続」に該当します。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画について、

申請地を取得して駐車場を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額 4, 850 万 9 千円で、これに対する資金調達については全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

以上が説明案件であり、5 条のその他の案件につきましては、議案書並びに参考資料でご確認をよろしくお願いいたします。

つづいて、議第 132 号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は 13 ページです。今月の申請は 2 件提出されております。使用貸借権の設定が 1 件、権利の設定・移転を伴わない案件が 1 件です。説明該当案件はありません。

また、216 号の 32 は 5 条とのセット案件であり、5 条の 339 番とセットとなっております。216 号の 33 は 4 条との案件で、4 条の 98 番とセットです。議案書及び参考資料をご確認ください。

今月申請のありました 5 条 24 件、計画変更 2 件につきましては、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長を河原会長職務代理者から大槻会長に交代する。

議長 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 長 ご質問、ご意見はないものようですので、議第 131 号農地法第 5 条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について及び議第 132 号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 長 挙手全員と認めます。よって議第 131 号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第 132 号を決定いたします。

議長 それでは、議第128号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長 議第128号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。

それでは、3月31日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の賃借権の行をご覧ください。設定合計は、219筆373,921.61㎡、うち新規の設定が52筆95,999.00㎡、再設定が167筆277,922.61㎡です。この内訳については2ページの別表①の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が16筆29,533㎡、中間管理事業分合計が、203筆344,388.61㎡、うち中間管理事業一括方式分が15筆、31,782㎡となっております。

続きまして、使用貸借権の設定です。2ページの上の利用権設定合計の使用貸借権の行をご覧ください。設定合計は169筆、194,377.85㎡、うち新規の設定が48筆、59,790.85㎡、再設定が121筆、134,587.00㎡です。

この内訳については3ページの別表②の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が、49筆48,838.85㎡、中間管理事業分合計が、120筆145,539㎡、うち中間管理事業一括方式分が44筆55,774㎡となっております。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計の総計欄の一番下、合計をご覧ください。388筆568,299.46㎡です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。44ページの「農用地利用集積計画所有権移転」及び45ページの「所有権移転総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制

上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。
今月の所有権移転の合計は、8筆、10,481㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、
権利者及び利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必
要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回までの総会で決定いただきました、農地中間管理事業の集積計
画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用
配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますの
でご確認ください。説明は、以上でございます。

議 長 それでは、議題となっています議第128号のうち、1件が農業委員関与
案件となります。その内5番河原基委員の関与案件が45ページの1500
ー15番の1件、となります。

それでは、5番河原基委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業
委員会等に関する法律第31条の規定により、5番河原基委員が除斥となり
ます。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第128号のう
ち議席番号5番河原基委員の関与案件1件の先議案件について承認される方
の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議席番号5番河原基委員の関与案件1件の
先議案件を承認します。ここで河原委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第128号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての
案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第128号のう
ち、先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めま
す。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第128号のうち、先議案件1件を除く
すべての案件について承認します。

議 長 次に、議第 133 号所有者等を確知できない農地の公示についてを議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 それでは、議第 133 号所有者等を確知できない農地の公示について、ご説明いたします。

農地法第 30 条に基づき毎年実施している農地利用状況調査において、遊休農地と判断された農地については、その農地の所有者等に利用意向調査を実施するよう農地法第 32 条第 1 項に規定されています。

しかしながら、令和 3 年度に実施した農地利用状況調査において遊休農地と判断された農地のうち、告示案の 3 筆については、相続登記がされていない等の理由のため、調査しても所有者等が確知できませんでした。

つきましては、これらの農地について、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき所有者等が確知することができない旨を告示いたします。

告示は、市役所東側の掲示板に掲載するとともに、出雲市のホームページにも掲載する予定です。

これらの農地の所有者等は、告示の日から起算して 6 か月以内に申出書及びその権原を証する書面を農業委員会事務局に提出していただきます。

この申出があった場合は、申出者にあらかじめ利用意向調査を実施し、農地の利用意向があった場合、当該農地の活用が可能になります。

また、申出がなく他の者から当該農地の利用意向があった場合は、農地法第 41 条の「所有者等を確知できない場合における農地の利用」の規定と、第 39 条第 1 項の「島根県知事が裁定を行うこと」に関する規定により、農地中間管理権を設定が可能となり当該農地の活用が可能となります。この案件について、委員のみなさまで情報をお持ちでしたら後ほどお知らせいただければと思います。説明は以上です。

議 長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号 20 番の江角です。私の管轄の案件がありますが、農地パトロールの際、不在ということで遊休農地という判定していますが、この 3 件以外にはなかったかということと、この案件については、最終的には近隣の方に作ってもらうよう働きかけるということでよいですね。

松崎主任 今回の 3 件については、現時点で戸籍などを調査し、所有者が判明しなかったものについてお諮りするものです。まだ、調査中の案件がたくさんございます。何分今年から過去のものも意向調査を行うことになりましたので、

筆数が膨大になっています。今後、調査結果がまとまり次第随時お諮りすることになります。

農地利用については、地元周辺の皆様への働きかけにつきましては、今後地元の農業委員や推進委員のみなさまにご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

江角農業委員 わかりました。連携を取りながら出来るだけ耕作してもらえないといけないと思います。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第133号所有者等を確知できない農地の公示、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第133号を承認いたします。

議長 次に議第134号農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 それでは、議第134号令和4年度農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、ご説明いたします。第20回総会議案の18ページをご覧ください。

佐田地域、多伎地域及び湖陵地域の農作業料金については、毎年度、出雲市農業委員会決定しております。この令和4年度農作業料金案を作成するにあたり、佐田、多伎、湖陵地域で稲作を行っている認定農業者など9者に対して実態調査を行い、すべての者から回答を得ました。その結果、一部に標準作業料金よりも高い料金があるほかは、おおむね標準作業料金より低い設定になっていました。

また、出雲、平田、大社、斐川における各地域の決定機関に対して、料金改定に関する検討状況を確認した結果、正式決定でない地域や状況が確認できなかった地域もありますが、いずれも令和3年度料金を据え置きとする考え方のようです。

これらを総合して判断し、令和4年度の料金につきましては、現在の料金を据え置きとし、佐田地域及び多伎地域については、トラクターによる耕うん8,400円、トラクターによる代かき8,900円、育苗17,500円、田植機による田植え作業8,800円、コンバインによる刈取り作業21,600円、もみ運搬2,300円です。

湖陵地域については耕うん9,300円、代かき11,300円、育苗1

8,000円、田植え9,300円、刈取り（もみ運搬込み）23,700円です。

次に、農業臨時雇用賃金についてです。こちらも令和3年度と同額の1日8時間8,000円、1時間あたり1,000円です。なお、8時間を超える場合には25パーセント加算とします。この割増率も昨年と変更ありません。この賃金は、斐川地域を除く市内全域を適用範囲としております。

参考資料として20ページに各地域別の料金を掲載しています。この農作業料金と農業臨時雇用賃金は、作業項目別に一定の条件に基づいた標準的料金、賃金を示すものです。個々の契約にあたっては、あくまで作業条件などを勘案した双方の合意で決定していただくこととなります。

本件につきご承認をいただければ、令和4年4月1日からこの料金を適用することとし、農業者等から問い合わせがあった場合にはこの料金でご案内をまいります。

また、決定後には昨年度と同様、斐川地域へ情報提供する予定です。説明は以上です。

議 長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第134号を承認いたします。

議 長 次に、議第135号出雲市農業委員会委員の辞任について、及び関連がありますので、議第136号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 議第136号出雲市農業委員の辞任についてご説明いたします。別冊議案をご覧ください。令和4年3月24日付けで辞任願が提出されており、今月末をもって農地委員を辞任したいとのことです。農業委員会等に関する法律第13条の規定により、農業委員会の同意を求めるものです。

また、議第136号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任ご説明いたします。令和4年3月23日付けで辞任願が提出されており、4月末をもって農地委員を辞任したいとのことです。農業委員会等に関する法律第

23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものです。説明は以上です。

議 長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 農業委員の辞任は初めてではないですか。

藤原事務局長 前期、今期のところではなかった事です。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、出雲市農業委員会委員の辞任について、及び出雲市農業委員会
農地利用最適化推進委員の辞任について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第135号及び議第136号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。

以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午前11時00分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、松崎主任、高橋副主任、後藤主事
農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員
